

# 見附市住民税非課税世帯等 応援臨時給付金のご案内

- エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活支援として住民税非課税世帯に対して、**1世帯あたり3万円の給付金を支給します。**

## 支給対象世帯と申請手続きについて

### 支給対象世帯

(令和6年12月13日時点で見附市に住民票がある世帯)

### 非課税世帯の内、申請が不要な世帯 ※裏面①参照

世帯の全員が令和6年度「**住民税非課税**」の世帯  
※世帯の全員が課税者の扶養となっている場合は対象外

### 非課税世帯の内、申請が必要な世帯 ※裏面②参照

- ①令和6年度非課税世帯給付金(10万円)を受給しなかった世帯
- ②令和6年度の税申告で課税世帯から非課税世帯に変更になった世帯
- ③令和6年1月2日以降の転入者がいる世帯

## 給付金の支給額

# 1世帯3万円

世帯に18歳以下の児童がいる場合、児童1人につき2万円を追加

申請期限：令和7年7月31日(木) 消印有効

# 支給までの流れ

## ① 支給対象世帯のうち、令和6年度に10万円の給付を受けた世帯

※給付金受領後に課税状況や世帯構成の変更がない世帯

**原則、手続きは不要です**

3月上旬に市から振込通知書を送付しました。今回の支給対象は、**住民税均等割が非課税の世帯のみ**となります。3月下旬に振込通知書に記載された世帯主の口座に支給します。

## ② 支給対象世帯のうち、令和6年度に10万円の給付を受けていない世帯

**必ず、手続きが必要です**

### 要返送

住民税の申告がされており、支給対象と思われる世帯

市から確認書を送付します。必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、確認書を返送して下さい。3月下旬以降、確認書に記載された世帯主の口座に支給します。

### 要申請

支給対象であるかを確認できない世帯（住民税の申告がされていない世帯員がいる、令和6年1月2日以降に転入した世帯員がいる）

市から申請書は送付しません。支給対象世帯である場合は、申請書（市ホームページから印刷、又は健康福祉課 窓口で配布）に、必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、申請書を提出して下さい。3月下旬以降、申請書に記載された世帯主の口座に支給します。